

【6月7日 第3回統計調査分科会 厚生労働省ヒアリング確認事項】

平成19年7月4日  
厚生労働省

厚生労働省のヒアリングの際に説明があった、国に業務を引き上げるといのはどのような意味か。調査員調査をやめて郵送調査にするという理解でよいのか。

今回公共サービス改革法の対象とする方向で洗い出しを行った、社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の実査については、地方公共団体を経由して実施している部分について、平成21年度に、本省から直接郵送で、配布・回収を行う方向で検討しているということである。

就労条件総合調査の実査については、都道府県労働局を経由し、調査員調査で実施しているやり方を、平成20年度に、本省から直接郵送で、配布・回収を行う方向で検討しているということである。

なお、第3回統計調査分科会において、委員からご指摘のあった、国民生活基礎調査の実査については、現状の調査方法では、国の事務に引き上げて民間事業者の受託可能性がないことから、国の事務に引き上げるという記載をしなかったものである。